

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

### (2) 詳細票

**施設票**：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については都道府県及び定員を層として層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

**事業所票**：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 <sup>1)</sup>	回収客体数 <sup>2)</sup>	集計客体数 <sup>3)</sup>	回収率(%) <sup>4)</sup>
<b>施設票</b>				
保護施設	233	231	230	99.1
老人福祉施設 <sup>5)</sup>	3 273	3 043	3 037	93.0
障害者支援施設等	5 686	5 117	5 077	90.0
婦人保護施設	47	47	46	100.0
児童福祉施設等	22 959	20 921	20 781	91.1
母子・父子福祉施設	61	58	57	95.1
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	8 659	7 505	7 448	86.7
<b>事業所票</b>				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	76 547	62 877	62 166	82.1

注：施設の種類の別内訳は3ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所のうち活動中の施設・事業所である。

4) 回収率(%)＝「回収客体数 2)」÷「調査客体数 1)」×100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

## 3 調査の時期

令和元年10月1日

## 4 調査事項

### (1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

### (2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

## 5 調査方法及び系統

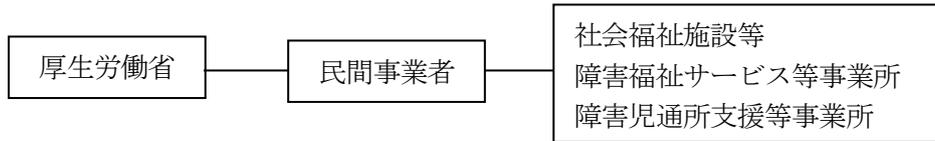
### (1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満、又は比率が微小（0.05未満）の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 平成30年以降は、詳細票が全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、詳細票に基づく調査結果については、平成29年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

<p>生活保護法による保護施設</p> <p>救護施設 更生施設 医療保護施設 ※ 授産施設 宿所提供施設</p>	<p>児童福祉法による児童福祉施設等</p> <p>助産施設 ※ 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型 小規模保育事業所C型 家庭的保育事業所 居宅訪問型保育事業所 事業所内保育事業所 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター ※ 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園 ※</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム</p>	<p>その他の社会福祉施設等</p> <p>授産施設 ※ 無料低額宿泊所 ※ 盲人ホーム ※ 隣保館 ※ へき地保健福祉館 ※ 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) ※</p> <p>障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所</p> <p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行支援事業所 行動支援事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所 自立生活援助事業所 就労定着支援事業所</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援事業所及び 障害児相談支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所</p>
---	---	--	---

注：※印の付いた施設は、詳細票調査を実施していない。

参考表1 施設の種別別調査対象施設数

令和元年10月1日現在

	調査客体数 <sup>1)</sup>	回収客体数 <sup>2)</sup>	集計客体数 <sup>3)</sup>
総 数	40 918	36 922	36 676
保護施設	233	231	230
救護施設	183	182	182
更生施設	20	20	20
授産施設	16	16	15
宿所提供施設	14	13	13
老人福祉施設	3 273	3 043	3 037
養護老人ホーム	951	908	903
養護老人ホーム(一般)	899	858	853
養護老人ホーム(盲)	52	50	50
軽費老人ホーム	2 322	2 135	2 134
軽費老人ホーム A型	192	181	181
軽費老人ホーム B型	14	13	12
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 035	1 869	1 869
都市型軽費老人ホーム	81	72	72
障害者支援施設等	5 686	5 117	5 077
障害者支援施設	2 563	2 402	2 400
地域活動支援センター	2 983	2 585	2 547
福祉ホーム	140	130	130
婦人保護施設	47	47	46
児童福祉施設等	22 959	20 921	20 781
乳児院	142	139	139
母子生活支援施設	227	219	216
保育所等	9 622	8 953	8 912
幼保連携型認定こども園	5 148	4 825	4 823
保育所型認定こども園	884	846	845
保育所	3 590	3 282	3 244
地域型保育事業所	6 466	5 544	5 538
小規模保育事業所A型	4 039	3 561	3 559
小規模保育事業所B型	808	649	648
小規模保育事業所C型	100	72	71
家庭的保育事業所	911	715	714
居宅訪問型保育事業所	12	7	7
事業所内保育事業所	596	540	539
児童養護施設	609	594	594
障害児入所施設(福祉型)	255	234	234
障害児入所施設(医療型)	218	194	194
児童発達支援センター(福祉型)	602	557	556
児童発達支援センター(医療型)	99	92	91
児童心理治療施設	49	48	48
児童自立支援施設	58	58	58
小型児童館	2 733	2 510	2 431
児童センター	1 739	1 653	1 646
大型児童館A型	15	14	14
大型児童館B型	4	4	4
大型児童館C型	-	-	-
その他の児童館	121	108	106
母子・父子福祉施設	61	58	57
母子・父子福祉センター	59	56	55
母子・父子休養ホーム	2	2	2
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	8 659	7 505	7 448

- 注: 1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設数である。  
 2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設数である。  
 3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設のうち活動中の施設である。